

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和元年7月12日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和元年6月4日農林水産省告示第375号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
原田眞	静岡市葵区相淵字下山75の1	静岡市役所
長谷川万次郎	静岡市葵区相淵字下山75の2	静岡市役所

=====

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和元年7月12日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和元年6月4日農林水産省告示第376号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
青木篤朗	静岡市葵区中平字大嵐412の5、字唐沢山424の1、425の1	静岡市役所